

## 石川県公報

平成31年4月11日(木曜日)

号 外

(第28号)

## 目 次

公 告  
○石川県条例第17号の公布公告

(税 務 課) 1

## 公 告

## 石川県条例第17号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁並びに県総合事務所及び県税事務所前の掲示場に掲示して公布した。

平成31年4月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県条例第十七号

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十二条の二の二第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、プラグインハイブリッド車(法附則第十二条の二第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。次項第二号において同じ。)に該当するものを除く。以下この条において同じ。)(車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。))が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。」に、「道路運送車両法」を「同法」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準(法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準(法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率(法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)が平成二十七年基準エネルギー消費効率(法附則第十二条の二第二項第四号ロ(2)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第二項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成

三十一年九月三十日」に改め、同条第三項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。)」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第四項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率(法附則第十二条の二第二項第四号イ②)に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第四項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一 石油ガス自動車(法附則第十二条の二第二項第五号に規定する石油ガス自動車をいう。以下この条において同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準(法附則第十二条の二第二項第五号イ①)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準(法附則第十二条の二第二項第五号イ②)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第五項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。)」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第六項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第七項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十三条第一項中「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改める。

附則第十四条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第一項の表」を「次の表」に改め、同項第三号中「附則第十二条の三第三項第二号」を「附則第十二条の三第二項第二号」に、「に適合し」を「(同項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準をいう。以下この号において同じ。)に適合し」に改め、同項第三号中「プラグインハイブリッド車」の下に「(法附則第十二条の三第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。)」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「エネルギー消費効率(法附則第十二条の三第二項第四号に規定するエネルギー消費効率をいう。次項において同じ。)が平成三十二年基準エネルギー消費効率(同号に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率をいう。次項において同じ。)」に、「法附則第十二条の三第五項第四号」を「同号」に改め、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」の下に「(同号に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度をいう。次項において同じ。)」を加え、同項第五号中「乗用車」の下に「(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)」を加え、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百元	四千元
	一万七千九百元	四千五百円
	一万五千元	五千五百円
	一万三千六百元	六千元
	一万七千二百円	七千元
	四万七百元	一万五千元
第一項第一号ロ	一万九千五百円	七千五百円
	三万四千五百円	九千元
	三万九千五百円	一万円

	四万五千円	一万千五百円
	五万十円	一万三千円
	五万八千円	一万四千五百円
	六万六千五百円	一万七千円
	七万六千五百円	一万九千五百円
	八万八千円	二万二千円
	十一万千円	二万八千円
第一項第三号イ	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円
	一万五千円	四千円
	一万八千五百円	五千円
	二万二千円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四千七百円	千二百円
第一項第三号ロ	八千円	二千円
	一万千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	一万五千円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五千円	一万五千円
	六千三百円	千六百円
第一項第三号ハ(1)及び第五号ロ(1)	七千五百円	二千円
	一万五千円	四千円
第一項第三号ハ(2)及び第五号ロ(2)	一万二千円	三千円
	一万六千円	五千五百円
第一項第三号イ(1)	一万二千円	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	一万円	五千円
	一万二千五百円	六千円
	一万五千五百円	六千五百円
	一万九千円	七千五百円
第一項第三号イ(2)	一万六千五百円	七千円
	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千円	一万千円
	五万五千円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千円	一万六千円
第一項第三号ロ	三万三千円	八千五百円
	四万十円	一万五千円
	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円

	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千円	一万八千五百円
	八万三千円	二万円
第一項第四号	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第一項第五号イ	一万七千六百円	四千五百円
	二万三千六百円	六千円
第一項第五号二	二万三千六百円	六千円
	二万七千六百円	七千円
	三万七千六百円	八千円
	三万六千円	九千円
	四万八千円	一万五千円
	四万六千四百円	一万二千元
	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万二千二百円	一万五千五百円
	七万四千円	一万八千元
	八万八千八百円	二万二千五百円
第一項第五号ホ(1)	九千円	二千五百円
	一万八千五百円	五千円
第一項第五号ホ(2)	一万五千五百円	三千円
	二万五千五百円	六千五百円
第二項第一号	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百元
第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
	八千円	二千円
第三項	一万二千元	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円

附則第十四条第三項を同条第一項とし、同条第四項中「第二項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五千円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七千円	二万五千円

第一項第一号口	一万九千五百円	一万五千円
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	一万円
	四万五千円	一万二千五百円
	五万十円	一万五千五百円
	五万八千円	一万九千円
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円
	八万八千円	四万四千円
	十一万十円	五万五千五百円
第一項第二号イ	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千円	六千円
	一万五千円	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	一万二千円	一万千円
	一万五千五百円	一万三千円
	一万九千五百円	一万五千円
	四千七百円	二千四百円
第一項第二号ロ	八千円	四千円
	一万千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	二万五百円	一万五百円
	一万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五百円	一万九千五百円
	六千三百円	三千二百円
第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)	七千五百円	四千円
	一万五千五百円	八千円
第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)	一万二千円	五千五百円
	一万六千円	一万九千五百円
第一項第三号イ(1)	一万二千円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	一万円	一万円
	一万二千五百円	一万五千五百円
	一万五千五百円	一万三千円
	一万九千円	一万四千五百円
第一項第三号イ(2)	一万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
	四万四千円	一万二千円
	五万五千五百円	一万五千五百円
	五万七千円	一万八千五百円
	六万四千円	三万二千円
第一項第三号ロ	三万三千円	一万六千五百円

	四万千円	一万五万円
	四万九千円	一万四千五百円
	五万七千円	一万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円
	七万四千円	三万七千円
	八万三千円	四万五千五百円
第一項第四号	四千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
第一項第五号イ	一万七千六百元	九千円
	二万三千六百元	一万二千円
第一項第五号ニ	一万三千六百元	一万二千円
	二万七千六百元	一万四千元
	三万七千六百元	一万六千元
	三万六千円	一万八千円
	四万八千円	一万五万円
	四万六千四百円	一万三千五百円
	五万三千二百円	一万七千円
	六万二千二百円	三万千円
	七万四千元	三万五千五百円
	八万八千八百円	四万四千五百円
第一項第五号ホ(1)	九千円	四千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
第一項第五号ホ(2)	一万五千五百円	六千円
	二万五千五百円	一万三千円
第二項第一号	三千七百元	千八百円
	四千七百元	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第二項第二号	五千二百円	二千六百元
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円
第三項	一万二千元	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円
	二万二千五百円	一万五千五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円

附則第十四条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「から第四項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十六条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第十七項第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

(石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 石川県税条例等の一部を改正する条例(平成二十九年石川県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、附則第十三条の改正規定中「一般乗合用バス」に」の下に「、「平成三十一年度分」を「当

該各号に定める年度以後の年度分」に」を加え、同項第一号の改正規定中「初回新規登録」に」の下に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に」を加え、同項第二号の改正規定中「初回新規登録」に」の下に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の石川県税条例附則第十二条及び第十二条の二の二の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 第一条の規定による改正後の石川県税条例附則第十三条及び第十四条の規定は、平成三十一年度分の自動車税について適用し、平成三十年度分までの自動車税については、なお従前の例による。